

## 地方労働審議会と家内労働関係部会

宮城地方労働審議会

公益代表委員・労働者代表員・使用者代表員 各 6 名構成

- ・厚生労働省組織令（平成 12.6.7 政令第 252 号）
- ・地方労働審議会令（平成 13.9.27 政令第 320 号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程

家内労働部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令（平 13 政令第 320 号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程
- ・宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

最低工賃専門部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令（平 13 政令第 320 号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程
- ・宮城地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関すること以外の事項

- \* 最低工賃新設・改正計画（3 か年計画）
- \* 家内労働概要
- \* 最低工賃改正状況

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関する事項  
(宮城は 2 業種)

- \* 男子服・婦人服製造業最低工賃  
(29 年 5 月 4 日発効)  
60 工程 69 種の工賃金額
- \* 電気機械器具製造業最低工賃  
(4 年 4 月 15 日発効)  
3 工程 4 種の工賃金額

## 【 関係法令等（抜粋） 】

### ○ 家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### ○ 地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）

（最低工賃専門部会）

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

### ○ 宮城地方労働審議会運営規程

第 10 条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。